



町からみなさんへの大切なお知らせです。



- 申し込み 電話等で標記担当へ申し込みください。
- スタッフ 心理判定員、町保健師、子育て支援係員等

中央公民館 TEL 565-2434

中央公民館休館のお知らせ

中央公民館は、毎月第3土曜日（5月は20日）、定期清掃のため、午後5時まで休館します。図書室は終日休室です。なお、27日(土)は施設点検等のため終日休館します。

図書室休室のお知らせ

図書室は5月15日(月)～19日(金)までの5日間、蔵書整理のため休室します

かわまたの四季フォトコンテスト

羽山の森美術館では、川俣町内の風景・お気に入りの場所・イベントなどの写真を募集しています。詳しい応募方法は、羽山の森美術館までお問い合わせください。

みなさんの作品は、全て羽山の森美術館に展示させていただきますので、ぜひ応募ください！

■締切 5月31日(水)まで

■問い合わせ 中央公民館・羽山の森美術館



みなさんからの多数のご応募
お待ちしております。

羽山の森美術館 川俣美術会員展

期間：5月2日(火)～6月25日(日)午前10時～午後4時
羽山の森美術館 TEL 566-3367
月曜日休館（祝日の場合は翌日）

ギャラリートーク

川俣美術会員：自作を語る

5月14日(日) 午前11時～開催

避難勧告の名称が変わります

昨年9月の台風10号の被害等を踏まえ、国の避難勧告や避難準備情報等に関するガイドラインの見直しが図られました。避難指示が「避難指示（緊急）」に、避難準備情報が「避難準備・高齢者等避難開始」にそれぞれ変更されました。

避難指示（緊急） 災害により、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令されます。直ちにその場から避難してください。外出により命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難してください。

避難勧告 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。避難場所へ避難してください。

避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告や避難指示（緊急）発令が予想される場合に発令されます。いつでも避難準備できるように準備をしてください。避難に時間を要する高齢の方、障がいのある方などは避難を開始してください。

大雨に備えましょう！

梅雨の季節が近づいてきます。また、近年は局地的な集中豪雨も頻繁に発生するなど、日頃から水害への備えをしていくことが大切です。浸水のある住宅は、防止手段として自ら土のうを準備する、近くの危険箇所を日ごろから確認しておくことなどが大変重要です。※町は個人所有地の防護のために土のう袋は支給していません。

☎ 総務課 消防交通係（内線1106）



こどもとみんなの広場

5/18(木)「5月の催いもの
絵本読み聞かせ」

場所と時間：鶴沢公民館 和室 午前10時20分～11時20分 参加料：無料 申し込み：事前の申し込みは必要ありません。気軽に参加してください。みなさんの参加をお待ちしています。

この「広場」は、子ども同士で遊んだり、ママが育児について話し合ったりと楽しく過ごしています。子育ての悩みなど、いつでも子育てアドバイザーに気軽に相談できます。

開催場所と日時 鶴沢公民館 和室
月・木・土曜日：午前8時30分～午後1時30分

☎ 子育て支援課 子育て支援係（内線2302）



福祉

いきいき快善体操で健康な毎日を！

問 保健福祉課 健康福祉係（内線 1403）

体操教室を開催します。一緒に体を動かしましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

■日時 第1・第3木曜日 10時～12時

※5月の開催は5月18日のみ

■場所 まちなかサロンはなさんしょ
（東邦銀行川俣支店隣）

■対象者 町内にお住まいの方であればどなたでも参加いただけます。

■参加費 1回 300円（コーヒー・お菓子付）

■年会費 2,000円

■参加方法

下記に問い合わせください。

・特定非営利活動法人
コミュニティちゃばたけ
連絡先：090-7073-4348

体操のあとは、エアロバイク、踏み台、健康器具の利用もできます。本格コーヒーを飲みながら楽しくお話ししましょう。

体も動かして健康に！



老齢年金の受給資格期間が短縮されます

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年になります。

■資格期間

・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
・サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）

・年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（①昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間②平成3年以前に学生だった期間③海外に住んでいた期間④脱退手当金の支給対象となった期間など）

これらの期間の合計が10年（120月）以上あると、年金を受け取ることができます。

※年金の額は納付した期間に応じて決まります。年金を受給するための年齢要件は変更ありません。

■手続き方法 新たに年金を受け取れるようになる資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構により年金請求書が郵送されます。お手元に届いたら年金ダイヤル（0570-05-1165）で予約のうえ、手続きをしてください。

■問い合わせ 東北福島年金事務所（Tel 535-0141）

第10回特別弔慰金について

問 保健福祉課 健康福祉係（内線 1403）

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料等」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1名に支給します。

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（※生計関係等の要件有）

④①から③以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）（※生計関係等の要件有）

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると、弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

※請求書の受付から国債の交付までは12カ月以上かかります。

詳細は、標記担当に問い合わせください。

子育て

子育てお話し会を開催します

問 子育て支援課 子育て支援係（2302）

子育てには、不安や悩みがつきもの。がんばる人ほど「子育てって疲れるなあ…」と感じてしまいがち。そんなときは、子育てママ同士で集まって、おしゃべりしながら情報交換しましょう（参加無料）。きっとラクになれるはずです。心理判定員の先生からの子育てワンポイントアドバイスもあります。

■日時 平成29年度（全6回実施）

午前9時30分～午前11時30分

第1回	5月12日(金)	第4回	8月4日(金)
第2回	6月2日(金)	第5回	9月8日(金)
第3回	7月7日(金)	第6回	10月6日(金)

※途中からでも、1回だけの参加も可能です。

■場所 川俣町保健センター

■対象（定員） おおむね1歳6か月から就学前までの幼児を持つ母親（毎回10人程度）

※幼児の託児あり。事前の予約が必要ですので、申し込み時にお申し出ください。

■内容 子育ての情報交換（例：イライラした時どう解決するか、気をしずめる方法、おじいちゃんおばあちゃんとのかわり方など）